

令和8年度 八代市産後ケア事業

八代市では、産後のお母さんの体と心のケアや育児のサポート等を行うことで、健やかな育児ができるよう支援することを目的として、産後ケア事業を行っています。

利用できる方

八代市に住民票がある出産後1年未満のお母さんと赤ちゃんで、産後ケア事業の利用を希望する方。
※感染性疾患(インフルエンザなど)にかかっている場合や、お母さんが発熱その他心身の不調などがある場合は、医療が優先となりますので、本事業は利用できません。(医師により事業において対応が可能と判断された場合を除きます。)

産後ケアの主な内容

- ・お母さんの身体的ケア(産後の疲労回復のための休息、身体回復のためのアドバイス等)
- ・お母さんこころのケア
- ・授乳支援(乳房ケアや、状況に合わせた授乳方法のアドバイスなど)
- ・赤ちゃんの抱っこや沐浴など、育児手技や対応のアドバイス

方法	宿泊型ケア	通所型ケア			訪問型ケア	
		1時間型	2時間型	3時間型		
内容	産科医院に宿泊	産科医院・助産院に通所			助産師が自宅へ訪問	
期間・回数	最大6泊まで	最大6回まで			最大6回まで	
	宿泊型・訪問型・通所型を組み合わせる利用する回数の限度は合計6回まで					
受け入れ可能年齢	4カ月未満	利用施設ごとに異なります			1歳未満	
利用者負担金	市民税課税世帯	2,500円/泊	700円/回	1,000円/回	1,500円/回	1,600円/回
	市民税非課税世帯・生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円
その他(実費)	食事代、衣類の洗濯・賃借料、ミルク代、オムツ代等は実費負担				駐車場代が発生する場合は実費負担	

利用できる施設について

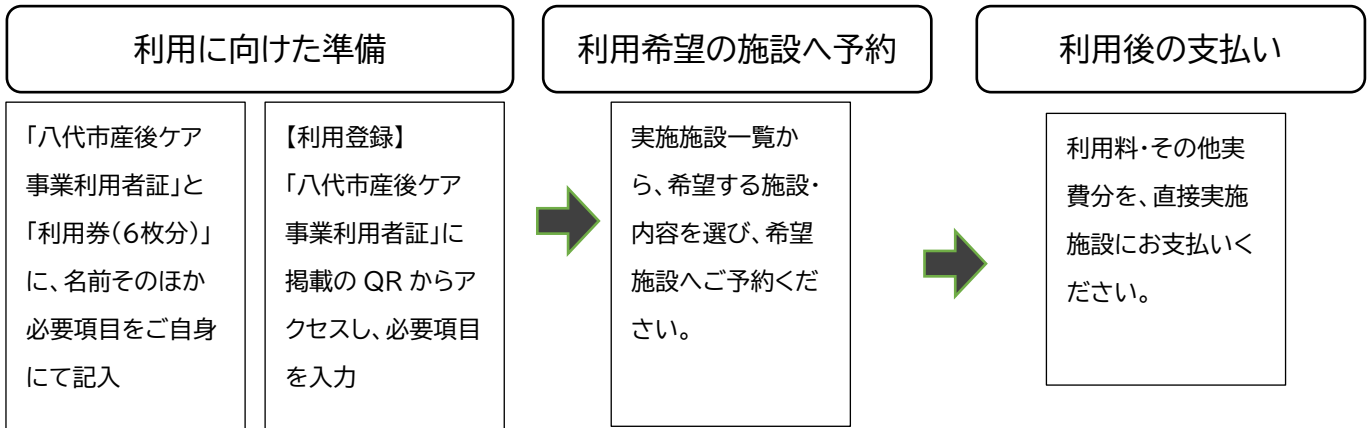
産後ケア事業で利用できる施設は、右記のQRからご覧ください。



※八代市以外の施設で利用を希望される場合、利用の流れや支払い方法などが異なりますので、まずは健康推進課へご連絡ください。

利用の流れ

妊娠7か月の時期に、「八代市産後ケア事業利用者証」と「利用券(6枚分)」を郵送します。
出産後、以下の流れでご利用ください。



利用時に必要なもの

- 母子健康手帳
- 八代市産後ケア事業利用者証
- 利用券
- 利用料
- その他:施設に予約の際にご確認ください。

以下の場合、下記「問い合わせ先」へご連絡ください

【利用料の減免を希望される方】

赤ちゃんの父母が、非課税世帯または生活保護世帯の場合は、利用料の減免が可能です。ご希望の場合は、減免ありの「八代市産後ケア事業利用者証」を改めてお渡しします。即日発行はできませんので、早めにご相談ください。

問い合わせ先

八代市健康推進課 ☎ TEL:0965-33-5116